

都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討特別調査委員会

2011年度 報告書（概要版）

社団法人 日本建築学会

都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討特別調査委員会

2012年3月

第1章 特別調査委員会の活動報告

第1章 特別調査委員会の活動報告

1. 設置目的

2010年4月、日本建築学会は「都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討特別調査委員会」を設置した。設置の背景には、近年の建築関連法制度に関する社会的な議論の高まりがある。1950年に制定された建築基準法は、戦後復興を実現する上で大きな貢献を果たしてきた法律であるが、都市環境の整備が進み、建築技術が高度化した現在、様々な問題を抱えていることが指摘されている。

2008年9月、国土交通大臣から「質の高い建築物の整備方策」の諮問が出され、社会資本整備審議会基本制度部会において審議が行われると共に、建築基準整備促進補助金事業が実施され、建築の質の向上に関する本格的な検討が行われた。また建築基準法の見直しに関する国の検討会が行われ、構造設計やその審査の問題など当面の改善点が議論された。建築基準法や都市計画法の抜本的見直しに向けた動きも始まっている。民間でも日本弁護士連合会が「持続可能な都市の実現のために都市計画法と建築基準法（集団規定）の抜本的改正を求める意見書（2010年8月19日）」を発表、建築基本法制定準備会や日本建築家協会は建築基本法制定に向けた議論を活発に展開している。

これらの情勢等を受け、「建築にかかわる社会規範・法規特別調査委員会」の活動を発展させ、建築、まちづくりに関わる社会システム全般について、幅広く学術的観点から検討を行うため、本特別調査委員会が発足した。

委員会の主な調査研究課題は、

- ① 人口減少、少子高齢化が進む成熟社会に相応しい質の高いまちづくり
- ② 既存建築ストックの効果的な活用
- ③ 建築文化の次世代への継承
- ④ 技術と法の関係の再構築
- ⑤ 裁量性ある許可制度の導入
- ⑥ 建築主を含む関係者の責務などである。

2. 委員名簿

委員長

南一誠 芝浦工業大学工学部建築学科

幹事

川瀬貴晴 千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻

黒木正郎 (株) 日本設計第1建築設計群

五條渉 (独) 建築研究所住宅・都市研究グループ

鈴木祥之 立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構

高木次郎 首都大学東京都市環境学部建築都市コース

中井検裕 東京工業大学大学院社会理工学研究科

古阪秀三 京都大学大学院工学研究科建築学専攻

委員

大橋好光 東京都市大学工学部建築学科

金箱温春 (有) 金箱構造設計事務所

神田順 東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻

桑田仁 芝浦工業大学デザイン工学部デザイン工学科

後藤治 工学院大学建築都市デザイン学科

後藤春彦 早稲田大学理工学術院

小林敬一 東北芸術工科大学デザイン工学部兼教養教育センター

小林英嗣 北海道大学大学院建築都市空間デザイン専攻空間計画学講座 都市地域デザイン学研究室

坂本成弘 大成建設(株) 技術センター建築技術研究所 防火研究室火災・リスクチーム

佐藤滋 早稲田大学理工学部建築学科

高田光雄 京都大学大学院工学研究科建築学専攻

竹市尚広 (株) 竹中工務店設計本部

巽和夫 巽和夫建築研究所

田中傑 東京理科大学

田辺新一 早稲田大学創造理工学部建築学科

辻本誠 東京理科大学工学部第二部建築学科

樋口秀 長岡技術科学大学環境・建設系

深尾精一 首都大学東京都市環境学部建築都市コース

福川裕一 千葉大学デザイン工学科

柳沢厚 (株) C-まち計画室

和田章 東京工業大学建築物理研究センター

3. 2011 年度における活動概要

(1) 特別調査委員会の活動

2011 年度の委員会、幹事会の開催日と主な審議事項は以下のとおりである。

・第1回委員会 (2011年6月14日)

各WG活動報告、建築学会大会総合研究協議会の討議内容、2011年度シンポジウム企画、特別調査委員会の達成目標、提言案等を審議した。

・第1回拡大幹事会(8月4日)

建築学会大会総合研究協議会、2011年度シンポジウム企画、特別調査委員会の達成目標、提言案、出版企画等について審議した。

・第2回拡大幹事会(11月2日)

2012年度の活動計画、出版企画について審議した。

・第2回委員会(11月27日)

各WG活動報告、特別調査委員会2011年度報告書、出版計画、2012年度建築学会大会研究懇談会、想定されるアウトカム、提言案、特別調査委員会報告会、出版記念シンポジウムの予定等について審議した。

・第3回委員会(2012年3月29日)

最終報告書、2012年度の活動計画(出版計画、WGほか)、提言案等について審議した。

(2) 特別調査委員会WGの活動

建築に関する種々の社会システムについて、広範に検討を行うため、下記の7つのWGを設置した。各WGの今年度の活動報告は、第2章に詳述する。

- ①実務からのアプローチWG(黒木正郎主査)
 - ②建築基準のあり方検討WG(五條渉主査)
 - ③建築生産の実態と関係社会規範検討WG
(古阪秀三主査)
 - ④都市計画法・基準法集団規定WG(中井検裕主査)
 - ⑤構造WG(高木次郎主査)
 - ⑥伝統木造検討WG(鈴木祥之主査)
 - ⑦建築環境・設備分野研究WG(川瀬貴晴主査)
- の7つのワーキングを設けて、検討した。

実務からのアプローチWGでは、建築家だけでなく、不動産や金融分野の方などにも参加いただき、実務上の課題を幅広く議論した。建築生産の実態と関係社会規範検討WGでは、建築士法や建設業法も視野に入れ、より品質の高い建築をつくっていく方法を検討した。

(3) 連続シンポジウムの開催

特別調査委員会の検討課題は、他の専門領域とかかわりが深く、市民生活とも密接に関係する。開かれた議論の場を設けることが重要であると考え、下記の連続シンポジウムを開催し、社会システム全般のあり方に関して幅広く問題点の明確化、論点の整理・構造化、改善提案の検討を行った。実施したシンポジウムは下記のとおりである。シンポジウムの概要は建築雑誌「活動報告」に掲載いただいている。^{注1、注2}

- ・第1回(2010年6月5日)
市民社会の建築・まちづくり
ー新たな制度と仕組みの提案ー
- ・第2回(7月5日) 建築関係法の課題
ー建築基準法単体規定を中心にー
- ・第3回(7月13日)
裁量性を有する建築規制の可能性
- ・第4回(7月31日)
市民参画社会における建築関連法制度
- ・第5回(10月29日)
建築構造設計にかかわる法制度のあるべき姿
- ・第6回(12月6日)
建築における「環境」と「設備」のあるべき姿と法制度
- ・第7回(2011年6月25日)
建築ストック活用における建築関連法制度の課題
- ・第8回(7月22日)
建設活動・建築法制度・生産組織60年余の変遷
- ・第9回(7月23日)
市街地像の共有は可能か
- ・第10回(7月30日)
都市部の近現代建築の保存と建築・都市関連法制度の課題
- ・第11回(10月21日)
歴史的変容過程における建設活動と建築法・制度の関わり
- ・第12回(11月29日)
法に係わる環境・設備の課題と展望
- ・第13回(12月17日)
日本の建築基準の目指すべき目標像を探る
ー海外の状況と経験を踏まえてー
- ・第14回(12月21日)
伝統構法木造建築物における諸問題と今後の展望
- ・第15回(2012年1月21日)
まちづくり条例から建築基準法改正をイメージする
ー開発調整における市民と建築家の対話型調整制度は可能か?ー
- ・第16回(2012年3月13日)
建築ストック社会への実務からの展望

第13回シンポジウムは、建築・住宅国際機構の協力を得て、海外の有識者を招いて開催した。各国の建築関連法制度、社会システムは、それぞれの国において独自の歴史的発展経緯があり、単純な比較はできないが、参考とすべき点も見られる。各国とも、時間をかけて法制度の整備に取り組んでいることが確認でき、我が国の今後の取り組みの参考となった。

第14回シンポジウムは、「伝統的構法の設計法作成および性能検証実験」検討委員会との共催であり、その研究成果に負うところが大きい。日本建築学会、都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討特別調査委員会との合同でシンポジウムを開催して頂いたことに感謝申し上げる。

第15回シンポジウムは、市民の目線でまちづくりに関する諸制度を見直そうとの主旨で企画した。私達の生活に密接に関係するまちの空間像は、事業者や行政の立場でなく、その場で暮らす市民の立場で、まず考えるべきではないだろうか。複雑になりすぎたとされる都市や建築に関する法制度を抜本的に再構築するには、市民の目線で考えることが原点になろう。

第16回シンポジウムは、建築ストックを適切に活用するこれからの建築社会システムについて、建築実務者を中心に議論したものである。今後の建築生産のあり方がどう変わるのか、その担い手も含めて、今後の方向性を示される事を目指して企画した。

建築・社会システムに関する連続シンポジウムに関連して、下記の4回のシンポジウムを開催した。

- ・ 2010年1月12日
都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討シンポジウム あるべき建築関連法制度の構築に向けて
- ・ 2010年3月12日 建築五会共催シンポジウム
新たな建築・まちづくりに関わる制度と仕組みはどうあるべきか
 - ・ 2011年2月19日
第2回建築五会共催シンポジウム
新たな建築・まちづくりに関わる制度と仕組みはどうあるべきか — 建築でまちをつくる—
- ・ 2011年8月25日
日本建築学会大会（関東）総合研究協議会
市民と専門家が協働する成熟社会に相応しい建築関連法制度を目指して

2010年1月12日のシンポジウムはこれまでに日本建築学会が行ってきた建築社会システムに関する研究成果

をレビューするために行った。

2011年2月19日に開催した第2回建築五会共催シンポジウムは、(社)日本建築学会、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会の会長職にある方を講師として開催したものである。

2011年8月25日に実施した建築学会大会・総合研究協議会は、これからの成熟社会に相応しい都市・建築関連法制度を再構築するため、(1)地方分権、市民参加、専門家の参画などの達成手段、(2)裁量を伴う許可制への移行の課題、(3)技術基準の規定や審査のあり方などについて、建築の専門家だけでなく、法律家や市民を交えて議論を行い、建築関連法制度の抜本的改正に向けての社会的認知、議論の深耕を目指したものである。

4. 検討成果

(1) 都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討特別調査委員会

これからの成熟社会に相応しい市民と専門家が協働する建築関連法制度を構築する。我が国の社会システムは、官主導の規制制度から、市民主体の地域性、個別性を重視した制度に転換することが求められている。これからの成熟社会において、市民は社会が求める安全水準設定などの検討プロセスに積極的に参画する。専門家はその高度化した保有技術をより良い社会の実現に活かす事を通して社会貢献する。具体的には、

- ①建築主、所有者などを含め、まちづくり・建築に関する関係者全員の責務・役割の明確化する。
- ②建築ストック活用など、現代の社会ニーズに対応した、技術と社会システムの関係性を再構築する。ストック活用は個別性が高く、羈束性を前提とした現行の確認申請では合理的な審査が難しい。専門家によるピアレビューを通じた裁量性ある判断や、市民、有識者を交えた協議調整型の審査の有効性を検討する。
- ③日本建築学会は議論のプラットフォームとして継続的に行動する。これまでの特別調査委員会の検討成果は、建築五会による建築社会システム検討会などに反映させる。

(2) 実務からのアプローチWG

- 1)戦後の成長志向・量的拡大から、今後の成熟志向・質的充実へと社会システムの枠組み転換が必要である。社会の成熟とともに建築・空間需要が安定する時代の都市・建築の基本理念を「健全なストック活用型社会の構築」とし、関連法体系の大幅な改正と再編成を通じて、生活・生産活動基盤としての都市・建築の整備

手法の改革を提言する。

- 2) 物的ストックとしての都市・建築、および人的ストックとしての専門家・技術者を活用する社会システムの構築が必要である。あらたな時代の動きとして、建築ストック活用と地域価値の向上のための手法と技法、新たな専門職の具体例を紹介し、建築関連産業と人材の活動領域としての今後の可能性を提示する。
- 3) 国による一律基準・一斉整備の原則から脱皮し、地域社会の自主的な動きが地域環境形成につながる方向に発展することが必要である。このような社会の実現に向け、個別のプロジェクト・建築行為を通じた地域・個人の意識と努力が、地域環境のアメニティとなって結実するような、「まちづくり」のための社会システムの必要性を提起する。

(3) 建築基準のあり方検討WG

建築基準とその適合性を確保するためのシステムについて、その改善の実現に向けての調査研究などの活動を、次に示す目標像を選択肢として想定し、それぞれの実現のための課題や予想される影響を勘案しつつ、継続して実施する必要がある。

- 1) 建築規制の意義・目的について
 - ①建築規制の意義・目的について再確認を行い、その一部の規制以外の手段への転換などを行うこと、②建築物の社会的な役割や影響を踏まえ、国民的な議論に基づき、法令の制定などにより専門家の役割や建築主責任の明確化がなされること、など
- 2) 建築基準の構成・内容について
 - ①性能規定型の階層構造への転換、包括的な代替解採用の根拠規定の採用、個々の規定の目的と要求性能の明確化などを行うこと、②規制目的や用途などに応じて要求性能の水準を明確にすること、③様々なタイプの性能達成判断基準を適用条件を明確化しつつ定めること、④既存ストックの利活用促進のための特例的扱いを可能とすること、など
- 3) 個々の建築物の基準適合性確保のためのシステム（審査の仕組み）について
 - ①裁量性が大きい場合の基準適合性の確認の手段はピア・レビューを基本とすること、②審査者が第三者の証明書等を根拠に代替解の基準適合の判断を行う仕組みを採用すること、③建築物の種類に応じた当事者の役割を主としたシステムに転換すること、など
- 4) 基準の策定・メンテナンス・運用の仕組みについて
 - ①基準の見直しは、十分な時間をかけたパブリック・コンサルテーションを含む全利害関係者が関与した透明性のある合意形成プロセスにより行われること、②実務者を対象とした情報提供及び教育・訓練システムの充実がなされること、など

(4) 建築生産の実態と関係社会規範検討WG

これからの建築生産関係社会規範の在り方を考えていくうえで重視すべき、建築生産の実態と、その実態と関係法制度等との関係における問題を次の通り整理・認識した。

- 1) 建築生産は、その規模、投入される建築技術等、すべてにわたって高度化・複雑化が進行してきており、それゆえに、関係する主体とその役割関係も多様化・複雑化してきている。例えば、工事の内容の計画（広義の設計）に関する「設計者」と「施工者」の役割分担の在り方、両者が協調して進められる工事内容の確定プロセス等、現行関係法制度の制定の時点では想定されていないような状況が生まれている。法制度等のたてまえと建築生産の実態の間で、例えば建築生産関係の専門家ならびに組織の役割・責任範囲に関する矛盾やあいまいさ等が生じ、不具合につながっている事例等も見受けられる。
- 2) 例えば「設計者」や「施工者」といっても、現実には「チーム」として役割が遂行されていることが実態であり、かつそのチームの在り方も、専門分化や重層化等が進行しており、チーム構成主体相互の契約関係（契約上の立場の強弱を含む。）、役割分担、責任の割り当て等において、業務遂行体制の健全さを失いかねない状況が潜在的にも現実にも多発するようになってきている。これらの状況は、法制度や契約手法等におけるたてまえではうまく扱いきれていない実態がある。
- 3) 建築生産の第一の主体である建築主（発注者）に関し、自家使用目的・個人建築主主体の状況から、投資目的・組織事業者である建築主の比重が増加してきている。事業者・組織は、法制度や契約規範等に関する豊富な知識等を持ち、契約関係を主とする建築生産体制の中での優位性を発揮しやすいところ、その優位性を駆使して建築の調達を行おうとする建築主側の姿勢も少なからずみられるようになってきている。これらの状況と、個人建築主を主に想定して組み立てられ、それゆえ発注者保護の色彩を多く含む法制度等との間で、整合が図れない事態も発生するようになってきている。

こうした、建築生産の実態と法制度・契約規範等関連社会規範との関係には、多くの問題及び解決すべき課題が存在し、今後実態及びその社会規範との関係の必要十分な分析・検討を踏まえ、将来像の見通しと、その実現を目指す取り組みと検討を図っていく必要がある。

(5) 都市計画法・基準法集団規定WG

現行の都市計画法・基準法集団規定に適合していても、低層住居専用地域を除いた大半の地域で、建築物の高さやボリューム、用途に関して幅広く許容されており、緩

い規制となっているのが現状である。加えて、敷地単位にかかる規制に適合した建築物が集積した結果として、地区の環境性能が担保されているか、チェックする機能や仕組みを有していない。地区の環境性能の向上という観点からみた性能規定（提言1）が必要である。また裁量の判断や計画許可によって、周辺市街地との調和を図る仕組みも現行規定は有していない。そのため、地域によっては、新規建築物の周囲で環境が大きく悪化する事態が生じている。一方、多くの市民はこのように建築の自由度が高いことを十分に認識できていない。その結果として、明確な市街地像を形成・担保・共有することが困難となっている。新規建築物と周辺市街地との調和を図り、良好な市街地を形成するためには、現行規制では不十分であり、裁量を伴った総合的な判断の仕組み（提言2）や都市計画・まちづくりと連動した計画許可の仕組み（提言3）が必要な地域が存在する^{注3}。

以上、現行の規制によって生じているこれらの課題への都市計画的な対応として、建築規模や用途のばらつき（市街地像）に応じて地域や地区を限定しつつ、以下に示す新制度導入を提言する。

（提言1）地区の環境性能の向上という観点からみた性能規定

（提言2）裁量を伴った総合的な判断の仕組み（裁量制）

（提言3）都市計画・まちづくりと連動した計画許可の仕組み

なお、一般市民を巻き込んだ市街地像の共有については別途対応が必要である。

（6）構造WG

- 1) 社会資産としての良質な建築群の形成には、建築主が建物の社会性を認識している必要がある。すなわち、建築主は社会に対して建物の安全性に関する責任を有している。建築主がその責任を果たすために、設計者および建設技術者が専門知識を用いて建築主を支援する関係を構築しなければならない。
- 2) 法律によって、設計方法を含めて建物の構造仕様を全て規定しようとする考え方には無理があり、建築の多様性に柔軟に対応できないだけでなく、新しい技術や材料を経済活動の時間の流れに沿う形で利用できない。法律による規制は最小限にした上で、仕様規定による設計ルートと一定の技量を有する設計者による性能設計ルートの2通りを整備することで、技術が発展し、それを社会が享受できる環境を構築できる。
- 3) 建築構造の性能が分かりづらいために、既存建物の資産価値が評価できず、スクラップ・ビルドを助長する遠因になっている。また、新築建物に対しても、構造性能の最低基準を定める建築基準法を満足することで、安全が担保されたかのような誤解を生むことになる。

既存建物と新築建物に共通した構造性能評価指標を確立し、それを建物の保険料率や価値判断指標とする必要がある。

（7）伝統木造検討WG

- 1) 現行の建築基準法には伝統木造建築物の構造設計法は明確に規定されていないことが、伝統木造建築物を設計、建築するうえで大きな課題となっている。そこで、確認申請の手続きを円滑にし、伝統木造建築物を建て続けるためには、伝統的構法の構造的特徴を踏まえた伝統木造建築物の構造設計法、特に耐震設計法については伝統的構法の良さを生かせる設計法を構築する必要がある。
- 2) 文化遺産である歴史的・文化財建造物を保存・修復・再生するに際して、法的、技術的な課題がある。法的課題としては、現行の建築基準法の規定との適合性などに対する方策が必要である。技術的な課題としては、歴史的・文化財建造物に適した修復や補強の方法を確立することが重要である。これら法的な対策と修復や補強の技術によって歴史的・文化財建造物の保存・修復・再生が促進される。
- 3) 成熟社会に相応しい質の高い伝統木造建築物やまちづくりを目指した取り組みがなされている重要伝統的建造物群保存地区では多くの課題があるが、保存地区の住民の安全性を確保し、建造物群を保全するには、保存地区における地震災害、火災などの災害に対する対策、建造物群の保全・維持管理には耐震改修、耐久性や火災対策などが不可欠であり、保存地区の住民の防災意識の向上とともに保存地区適合した総合的な防災計画や保全・維持管理システムなどを策定する必要がある。

（8）建築環境・設備分野研究WG

- 1) 室内外環境問題、地球環境問題、エネルギー問題等に対する建築分野の取り組みの在り方と建築関連法規制の在り方について、理念をもって現状を見直し、その理念のもとに社会システムや法規等を変えていく必要がある。
- 2) 建築の設計、施工、運用の各段階における建築設備関連規制の在り方に関しては、グローバルな視点を盛り込み、建築関連法規を整備し、施工段階での煩雑・多数の届出手続きの簡素化・効率化を図り、運用・保守段階における法の整備も行うべき。
- 3) これからの建築環境・建築設備技術者の在り方と資格制度に関して、建築士資格に過度の権限が集中している状況を改め、建築学科以外の分野からも広く人材を集められるよう資格制度、かつ今後の国際化にも対応できる資格制度を構築する必要がある。

5. 今後の取り組み

本特別調査委員会は、今年度末を持って、これまでの調査研究活動に一区切りを付け、来年度はこの2年間の検討成果を社会に向けて発信するため、出版に向けての活動を行うことを計画している。

建築五会における建築社会システムに関する検討の場も継続する予定である。そこでは2011年9月20日に建築五会合同で発表した「建築・まちづくり宣言」^{注4}を踏まえて、建築界全体として共有できる今後の建築・まちづくりの大きな方向性を明確にしたいと考えている。

大きな制度改革には時間がかかるが、一步一步、着実に前進できるように取り組んでいきたいと考えている。引き続き、関係各位のご支援、ご協力をお願いしたい。

注：

1) 建築・社会システムに関する連続シンポジウムの配布資料は、下記 URL にて閲覧できる。

<http://www.aij.or.jp/jpn/dlibrary/symposium.htm>

2) 2010年度活動報告書は、下記にて閲覧できる。

<http://news-sv.aij.or.jp/tokubetsu/s17/2010report.pdf>

3) 本提言は、市街地環境制御に関する法制度の望ましいあり方について「建築基準法集団規定およびこれに関連する都市計画制度への提言」、建築学会建築基準法・都市計画法特別研究委員会、2005.3、p.21の内容にもとづき、さらに発展させたものである。

4) 建築・まちづくり宣言 基本方針

1. すべての人々が生き生きと健康に暮らせる、安全・安心な生活環境づくりに貢献します。
2. 健全で活力ある生産・経済活動を支える、持続可能な社会環境づくりに貢献します。
3. 人々が誇りと愛着を持ち、地域固有の自然や歴史を継承する、豊かな文化環境づくりに貢献します。

第2章 ワーキングの活動報告

実務からのアプローチWG 報告書概要

1・WGの構成と課題の概要

本ワーキンググループは、特別調査委員会において建築分野に関する新たな社会システムを考えるに当たり、建築界の抱える諸問題に関して、建築界と社会の接点である建築生産実務者として現場から見える今日的な解決策のありかたを探ることを主題としたグループである。

現行の日本社会はすでに「成熟社会」であり、都市的状況は「ポスト都市化時代」であり、市民社会の成熟を基盤にした共創的都市計画が期待される時代に入る。この社会変化の諸相を建築分野に投影したときに見えてくるのが「建築ストック化社会」であり、「地域環境の向上への希求」であると考え、実社会の動きをこの視点を軸に切り出すことを活動の中心にすえたものである。

2・当初設定した中長期的な課題認識

- 1) 都市・建築分野はポスト都市化時代における持続可能な成熟社会を支えるシステムの主要な担い手として再認識されるべきである
- 2) 誇りの持てる国土・憧れを集める都市空間が生活の質的充実と調和した都市・まちづくりが望まれている
- 3) 建築・住宅を、生活の豊かさを支えるストック型社会の社会資産として位置づけ、世代を越えて循環するシステムが必要とされている
- 4) これらの目的達成のための人的ファクターとして、専門家・組織等の新たな形を検討しなければならない

3・報告書の構成

1.1, 1.2 において、現代社会における都市と建築にかかわる諸相を分析した後、1.3, 1.4 において日本の住宅・建築マーケットの特殊性を述べている。1.5, 1.6 において「建築ストック活用社会」への変貌の必然性に言及し、1.7, 1.8 において、人的・物的両面からのストック活用に関する問題点と可能性を論じた。1.9, 1.10 は、本論のまとめとして、ストック活用と地域環境形成へ向かう社会の流れへの期待を、新たな職能像の提示の形で表明している。

以下に、各項目の概要を示す。

4・各項目の概要

1.1 議論の初めに—建築をめぐる新たな法制度を問う理由

時代の大きな転換点にある今、私たちは建築の進化を通じて現代社会の直面する諸問題に答えてゆこうと考える。逆に、こうした現代社会の諸問題に立ち向かうことを通じて、はじめて建築の進化が考えられるという問題設定をした。なぜ建築に関する社会—法制度—建築の技

術的動向の再検討が必要なのかという問いに対しては「外的条件の変化」「建築というものの特殊性」の2点から応答しようとする。本特別調査委員会報告の目的に対しては、複雑化・高度化する建築技術ならびに建築生産のしくみを適切に制御する新たな法制度体系であると考える。

1.2 安全安心から考える都市建築

建築界の構造変化を論じる前に、建築の根源的な役割として、社会生活に不可欠な安全と安心をもたらす環境を築くことを再認識する必要がある。都市・建築分野の職能者は、居住空間の物理的安全の確保から社会的安心をもたらす環境の構成まで、幅広い社会的要請への応答を行うことが望まれる。そのうえで、本論のキーワードである「建築ストック社会」の示すものは、社会の安定基盤の構成要素としての建築物を意味していることを合意したうえで、以後の議論に移るものとする。

1.3 建築をめぐる社会システムをマーケットの視点から考える

日本において、建築物は一般市民から見た場合、“不動産”として捉えられ流通しているという事実を認識することからはじめたい。こういった背景の中「ストック型社会」へ向けて建築の価値を再考するに当たり、価値観のズレとその要因を解き明かし、建築・都市・不動産をめぐる巨大なマーケットと多様なアクターの存在を前提とした議論への転換を促す。そのうえで、需要過小の時代を目前に控え、建築や都市空間の質的向上と建築マーケットの価値観を整合させることが最も重要な課題であるという認識を示す。

1.4 英国の住宅ストック活用と日本の現状

わが国の住宅の長寿命化とストック活用に関する対策について、ベンチマークとしての英国との住宅に対する認識の比較から考察する。英国の古い住宅は戦後の住宅よりも高い価格で取引されている。その背景には「キャラクター」と「エイジング」建物の美的な価値を表す概念が一般化していることに加え、建物に手を加えつつ価値を高めていき、同時に地域環境を守るための活動をいとわない英国人のライフスタイルがある。

1.5 新たな建築ストック社会の展望 ～我々は、どんなストック社会を目指すべきか～

わが国の住宅市場は、ピークに比べ、建設業の受注高はほぼ半減した。逆に住宅ストックの総数は5759万戸で、総世帯数4999万世帯を大きく上回り、住宅の空き家率は、全国平均で13.1%にも達している。いまや新築着工量は、既存ストックの70分の1～80分の1にすぎず、建築物全体の質や、街並みや都市の水準を高めていくためには

「ストック活用型社会」を構築する仕組みが必要である。この施策に失敗したときには、貧困な「ストック放置型社会」に直面する危機が待ち構えているのである。

1.6 「ストック活用型社会」のビジョンと実現のためのシナリオ

「ストック活用型社会」のビジョンを市場のアクターそれぞれの立場から考察し、具体的な政策課題を抽出する。そのうえで、建築分野の政策目標として「2020年までに、既存住宅流通市場の市場規模を100万戸とする」ことを提案する。それによってわが国の建築・不動産・住宅等に係わる産業構造を新築市場対応型から、ストック市場重視型に転換させることに、産学官の総力を結集しての取り組みが必要とされている。

1.7 我が国におけるホーム・インスペクションの可能性と課題

中古住宅は今後急速に市場を拡大するポテンシャルを持っているが、そのためには取引市場の整備が欠かせない。同時にこれまでになかった、新たなプレイヤーが必要となり、建築の世界からはホームインスペクション(住宅診断)を行うホームインスペクター(住宅診断士)が今後、3.8万人程度求められる。ただし市場にはまだ課題もあるうえ、ホーム・インスペクションのあり方にも留意が必要で、それらの課題を概括する。

1.8 歴史的建築物の保存と建築ストック活用が開く未来

現在の日本では既存建築物が良好なストックとなることをうながす制度は少ない。今後、既存建築物を優良なストックとしていくためには、その改良を支援する制度の充実が必要である。歴史的建築物が多数残る欧米の各国においては、既存建築物と新築の建築物の不動産としての価格に遜色が無いことが多くまた歴史的建築物の存在が、周辺の不動産評価を上げることもある。今後わが国でも地域価値の向上のために既存建築物や歴史的建築物を良好なストックに転換していくことに重要な意味をもってくるものと思われる。

1.9 より良い建築の蓄積がより良い地域環境の形成に結びつく社会システムについて

本格的なストック活用型社会において地域環境の質を向上させるためには、個々の建築物の質の向上が同時に地域環境全体の質の向上に結びついていく方向へと国民の関心を向けさせる社会システムが必要である。具体的には不動産の評価システムを、まちづくりへの努力を積極的に評価する方向に改善することが必要と考える。それに加えて、地域価値の向上を目指す人々に、選択の自由をもたらし、自分たちの地域の未来像を、住民自らが選択できる制度が必要である。

1.10 新しい社会システムと職能の形

2010年代の日本において、社会課題として挙げられる志向に通底する概念は、ものを通した人とのつながり、その手ごたえ、である。多くの「人々の関係」の中で課題が解決されることに充実感を覚える人びとが確実に増加している。そのためのリソースとして「建築」が有効でありその場を介在するあらたな職能の萌芽がみられる。少子化と高齢化、成熟社会へと向かうこれからの時代において、健全な需要をそれにふさわしい空間に誘導する社会システムの模索であった。その場を健全に運営していく職能者とその活用システムが社会をサステナブルなものにしていくものとして求められている。

5・最終提言としての取りまとめ

- 1) 戦後の成長志向・量的拡大から、今後の成熟志向・質的充実へと社会システムの枠組み転換が必要である。社会の成熟とともに建築・空間需要が安定する時代の都市・建築の基本理念を「健全なストック活用型社会の構築」とし、関連法体系の改正と再編成を通じて、生活・生産活動基盤としての都市・建築の整備手法の改革を提言する。
- 2) 物的ストックとしての都市・建築、および人的ストックとしての専門家・技術者を活用する社会システムの構築が必要である。あらたな時代の動きとして、建築ストック活用と地域価値の向上のための手法と技法、新たな専門職の具体例を紹介し、建築関連産業と人材の活動領域としての今後の可能性を提示する。
- 3) 国による一律基準・一斉整備の原則から脱皮し、地域社会の自主的な動きが地域環境形成につながる方向に発展することが必要である。このような社会の実現に向け、個別のプロジェクト・建築行為を通じた地域・個人の意識と努力が、地域環境のアメニティとなって結実するような、「まちづくり」のための社会システムの必要性を提起する。

建築基準のあり方検討WG

「建築基準のあり方検討WG」は、建築基準法の単体規定を構成する技術基準と、その適合性を確保するための仕組みからなるシステムを対象として、国際比較の視点と他のWG成果を含む各委員からのインプット等を通じて、現状の分析・評価を行い、さらに問題点の改善のための目標像に関する検討を行った。成果としては、今後継続して基準・システムの改善のための調査研究などの活動が実施されることを前提に、それに資するため、目標像として想定される選択肢を、その実現のための課題や予想される影響とともに整理して示した。以下、本WGの活動内容と検討成果の概要を紹介する。

1. WGにおける検討のプロセス

2011.7まで：参考となる過去の調査・研究・提案、海外の事例などの収集・整理と、それに照らしての基準の評価と改善の方向性の検討

2011.8-9：それまでの検討を踏まえた課題・論点の整理、建築学会大会でのWG検討状況の発表

2011.10-12：目標像とその実現のための条件の検討、関係者のニーズ・意見の把握、米国・カナダ・豪・ニュージーランドの専門家によるシンポジウム開催

2012.1-3：各委員からの提案と取りまとめ、報告書作成

2. WGにおける検討の前提条件と基本方針

2.1 検討対象について

- ・建築物（単体）に対し一定の機能・性能を確保するための基準（＝建築基準）と、その適合性を確保するためのシステムを対象とする。
- ・基本的に、国民の権利に対する最低限の制限（建築規制）として義務付けられている基準を対象とする。
- ・望ましい機能・性能を確保するための基準やシステムについても、規制との間で相互に関連し、あるいは影響を及ぼす範囲において、検討の対象とする。

2.2 検討の基本的方針について

- ・現状の関連制度を前提とせず目標像の提案を行うこととし、複数の選択肢があれば、そのまま提示する。
- ・各項目について、実現のための課題の明確化と、目標実現に伴う影響の予測・分析を行い、現状、あるいは他の選択肢との相互比較を可能とする。
- ・より充実した適切な体制下で引き続き行われる調査・研究のための先導的・予備的な検討として実施する。

3. 建築基準と関連システムに関する主要な課題と海外の事例

3.1 建築規制の意義・目的と要求性能基準について

- ・建築基準が「最低基準」であることや規制の意義が、国民に十分に理解されていない。

- ・建築基準の目的（具体的に何を実現しようとしているのか）が不明確である。性能規定化が一部の基準にとどまり、要求性能の水準が明確化されていない。
- ・基本的には最低基準は全建築物に共通かつ全国一律である。既存不適格は許容されるが、増改築などにより、既存建築物にも原則として同一の基準が適用される。
- ・海外では、基準の目的や建築物が備えるべき性能を明確化する動きが進んでいる。
- ・海外では、建築物の種類などに応じて要求性能を定めている例がある。
- ・海外では、安全・衛生の確保以外の、省エネルギーやアクセス性などを目的に追加する動きがある。

3.2 個々の建築物の性能達成判断基準（適合みなし規定、検証方法）について

- ・性能規定が部分的に導入され、複雑・難解な構成となっている。また、基準のほぼすべてを法・政令・告示で定めている（規格などの引用は一部のみ）。
- ・建築確認制度を前提として、基準は原則として適否が明確に判断できるものとされ、詳細化が進んでいる。
- ・海外では、基準をわかりやすく体系化する動きが進んでおり、規格などの引用も積極的に行われている。

3.3 個々の建築物の基準適合性確保のためのシステムについて

- ・「建築確認」は裁量性を伴わない「羈束行為」とされており、1999年より「民間開放」されている。
- ・建築士には建築基準に適合した設計を行う義務があり、それを建築確認によりダブルチェックしている。
- ・建築士が設計する小規模な「4号建築物」はほとんどの建築基準が審査免除になる（自己認証となっている）。
- ・建築基準からの逸脱に対する包括的な大臣認定制度は廃止され、現在は対象となる規定が限定されている。
- ・海外では、計画審査は裁量性を伴う許認可が一般的。
- ・海外では、適合みなし規定などから逸脱した「代替解」の採用は一般的に可能だが、その仕組みは様々。

3.4 基準の策定・メンテナンス・運用の仕組みについて

- ・建築基準の定期的・恒常的なメンテナンスの制度・仕組みは存在しない。
- ・建築基準見直し時のパブリック・コメントや基準の情報提供、教育訓練等のシステムが不十分との指摘あり。
- ・海外では、基準の定期的見直しや、見直し時の意見聴取・合意形成、基準の情報提供などについてより充実した仕組みの例が見られる。

4. 検討成果

4.1 目標像提案の基本的考え方について

- ・建築規制による市場への介入は最小限とし、基準適合性確保への信頼性を保ちつつ、経済活動や建築の自由

などを必要以上に阻害しないよう配慮する。

- ・既存建築ストックの利活用の促進に資するものとする。
- ・建築物が社会的資産であることを踏まえた建築規制の意義、各関係主体が担うべき責任などについての認識が共有されることを前提に、建築規制のあり方は、国民の参加を得て民主的かつ透明性のあるプロセスにより決定されるものとする。

4.2 目標像に関する提案（選択肢）について

建築基準と関連システムの目標像に関する想定しうる選択肢のうち、主要な項目の概要は以下のとおりである。

(1) 建築規制の意義・目的について

- ① 建築規制の意義・目的には、情報の不完全性や外部不経済に起因する問題（経済学でいう「市場の失敗」）の防止のほか、持続可能な社会の実現、地球環境の保全などがありえる。これらについて、規制以外の手段との比較分析を行った上で、建築規制が何を目的とすべきかの再確認を行うこと。
- ② ①の結果としての選択肢として、建築ストックの利活用促進のための「誘導的施策」の実施、性能表示制度による「情報の非対称性」解消を通じた規制の一部代替、戸建て住宅等について建築規制から消費者保護対象への転換、建築規制の目的の追加などを行うこと。

(2) 建築基準の内容・全体構成について

- ① 建築基準全体について、目的・要求性能と、個々の建築物がそれを満足するかどうかを確かめるための性能達成判断基準（検証方法等）が定められ、かつ、それ以外の「代替解」が採用可能な体系（オーストラリア型の性能規定型体系）に転換すること。
- ② ①の代案として、包括的な代替解採用の根拠規定を有する基準体系（米国型の体系）に転換すること。
- ③ ①の別の代案として、従来の基準を残したまま、個々の規定の目的と要求性能を明確化した体系（カナダ型の目的指向体系）に転換すること。

(3) 個々の規制項目の目的と要求性能基準について

- ① 要求性能基準において、規制目的や用途などに応じて有すべき性能の水準を明確に記述すること。その場合、条件と達成すべき状態との組合せを基本とし、確率・信頼性を考慮した定量的記述を原則とすること。
- ② 既存ストックについては、その利活用促進を考慮した特例的扱いを可能とすること（(4) (5)も同様）。
- ③ 安全性の水準の地域別設定を可能とすること。

(4) 個々の建築物の性能達成判断基準（検証方法、適合みなし規定）について

- ① (3)の要求性能に対応し、利用者ニーズに応じた様々なタイプの性能達成判断基準を、適用条件を明確化しつつ定めるとともに、随時追加・更新を行うこと。
- ② ソフト面の対策の効果、IT技術の活用等も考慮して基準を定めることを可能とすること。
- ③ ①において、性能達成判断基準は裁量性が小さい仕

様規定に限定して策定し、その他は任意とすること。

(5) 個々の建築物の基準適合性確保のためのシステム（審査の仕組み）について

- ① 基準適合性の確認（審査）の手段は、工学的判断（裁量性）の程度、建築物の規模・用途、技術者の能力等に応じて、複数の方法が選択可能であること。その場合、裁量性が小の場合は現状と類似の審査を、大の場合は「ピア・レビュー」を基本とした審査を適用し、新技術については第三者である専門家による判断によることとすること。ピア・レビューは、設計者と同等以上の能力・経験を有する者が面談方式で行うものとし、その結果による設計の変更が許容されること。
- ② 代替解について、審査者が第三者の証明書等を根拠に基準適合の判断を行う仕組みを採用すること。
- ③ 設計者の責任で基準適合性を証明する自己認証（現行の「4号特例」）の範囲を一定の条件で拡大すること。
- ④ 基準適合性確保について、当事者の役割を主、行政をその補完としたシステムに転換すること。居住用建築物には、違反発生時の事後対応を重視し、安全・衛生の確保は供給側の、周辺への危害等防止は建築主の責任を重視したものとすること。その他は違反発生の予防を重視し、建築主の責任により基準適合性確保の体制を整備することを中心としたものとすること。

(6) 基準の策定・メンテナンス・運用の仕組みについて

- ① 各種基準の作成にあたっては、全ての利害関係者が関与する透明性のある合意形成プロセスを適用し、かつ、事前の規制影響分析の実施、十分な時間をかけたパブリック・コンサルテーション等が行われること。
- ② 性能達成判断基準は、重要なものは国が策定し、その他は法令外の文書（規格、学協会策定の規準など）の引用・指定によるものとすること。
- ③ 製品の認証、ソフトウェアの評価、技術者の能力評価など補助システムが適切に整備・運営されること。
- ④ 実務者を対象とした情報提供及び教育・訓練システムの充実がなされること。

(7) その他

- ① 基準の内容や運用の仕組みについての第三者監視・評価・勧告のシステムを整備すること。
- ② 建築物の社会的な役割や影響を踏まえ、国民的な議論に基づき、法令の制定などにより専門家の役割や建築主責任の明確化がなされること。

4.3 提案実現のための課題等について

上述の各項目について、「提案実現のための課題」として、各目標像に対する社会的な合意の形成や、それが成立するための前提条件、必要な検討・実施に要する体制の整備・コストの確保などが、「提案実現により予想される影響」として、達成される現状の問題の改善効果や、副作用として生じるおそれのある悪影響、必要なコストが便益を上回る可能性などが、整理して示されている。

(4) 建築生産の実態と関係社会規範検討 WG

1) WG 委員

主査：古阪秀三（京都大学）

委員：浦江真人（東洋大学）、生駒勝（日本設計）、大松敦（日建設計）、長橋和久（国土交通省土地・建設産業局）、平野吉信（広島大学）、堀直志（国土交通省官庁営繕部）、宿本尚吾（(財)建築技術教育普及センター／(前)国土交通省 住宅局）、山本明男（鹿島建設）

2) 活動内容の概要

「建設活動」において品質を確保するという点で、建築士法、建築基準法、建設業法、労働安全衛生法など建築関連法体系が制定又は大幅改正された時点での関係社会状況、法体系の目的（どのような規制等で、どのような目標の実現を目指そうとしたか）、さらに、発注者、設計者、施工者に求めてきた「役割」、「体制」、及び、これらが社会状況の変化（たとえば、TQC、ISO、種々の事件・事故）に対応してきた変容の過程、さらに、その結果としての効果、限界について（可能な範囲で概略を）整理した。これらを三法制定前後から現在に至るまでの時間軸の中で考えることとした。その作業ないし結果を一回目のワークショップで開示しながら議論した。さらに、WG で検討した結果を法制度間の整合や技術的品質確保への提言のために二回目のシンポジウムを開催した。

3) 2011 年度活動記録

■WG ならびにシンポジウムの開催日と概要

第 1 回 WG：2011 年 4 月 4 日→法制度の制定・改正の背景と目的等

第 2 回 WG：2011 年 5 月 9 日→組織編成の変化と社会状況の変容

第 3 回 WG：2011 年 6 月 21 日→第 1 回、第 2 回 WG を踏まえた議論

第 8 回シンポジウム：2011 年 7 月 22 日→社会状況の変容と法制度の変遷

第 4 回 WG：2011 年 8 月 30 日→ワークショップを踏まえた討議 1

第 5 回 WG：2011 年 9 月 20 日→ワークショップを踏まえた討議 2

第 11 回シンポジウム：2011 年 10 月 21 日→提言

第 6 回 WG：2011 年 12 月 9 日→今後の活動・展開について

第 7 回 WG：2012 年 1 月 17 日→本 WG の取りまとめならびにポスト WG について

第 8 回 WG：2012 年 3 月 2 日→本 WG の取りまとめならびにポスト WG について

4) 今後の活動について

建築生産の実態と関係社会規範検討 WG としての活動は今年度で終了する。本委員会では出版予定の『叢書』への執筆参加は可能な範囲で積極的に参加する。

また、建築生産の実態と関係社会規範検討 WG で浮き彫りとなった以下の課題に関して

は、次年度以降も本 WG 有志で継続して検討していくこととする。

■ 検討の結果と今後の検討課題

2 回のシンポジウムならびに 11 回にわたる WG の議論から、これからの建築生産関係社会規範の在り方を考えていくうえで重視すべき「建築生産の実態」と、その「実態と関係法制度等との関係における問題」を次の通り明らかにした。

- 1) 建築生産は、その規模、投入される建築技術等、すべてにわたって高度化・複雑化が進行してきており、それゆえに、関係する主体とその役割関係も多様化・複雑化してきている。例えば、工事の内容の計画（広義の設計）に関する「設計者」と「施工者」の役割分担の在り方、両者が協調して進められる工事内容の確定プロセス等、現行関係法制度の制定の時点では想定されていないような状況が生まれている。法制度等のたてまえと建築生産の実態の間で、例えば建築生産関係の専門家ならびに組織の役割・責任範囲に関する矛盾やあいまいさ等が生じ、不具合につながっている事例等も見受けられる。
- 2) 例えば「設計者」や「施工者」といっても、現実には「チーム」として役割が遂行されていることが実態であり、かつそのチームの在り方も、専門分化や重層化等が進行しており、チーム構成主体相互の契約関係（契約上の立場の強弱を含む。）、役割分担、責任の割り当て等において、業務遂行体制の健全さを失いかねない状況が潜在的にも現実にも多発するようになってきている。これらの状況に対して、法制度や契約手法等における「たてまえ」のみではうまく扱い切れていない状況がある。
- 3) 建築生産の第一の主体である建築主（発注者）に関し、自家使用目的・個人建築主主体の状況から、投資目的・組織事業者である建築主の比重が増加してきている。事業者・組織は、法制度や契約規範等に関する豊富な知識等を持ち、契約関係を主とする建築生産体制の中での優位性を発揮しやすいと考えられるが、中には、その優位性を駆使して建築の調達を行おうとする建築主側の姿勢も少なからずみられるようになってきている。これらの状況と、個人建築主を主に想定して組み立てられ、それゆえ発注者保護の色彩も多く含む法制度等との間で、整合が図れない事態も発生するようになってきている。

こうした、建築生産の実態と法制度・契約規範等関連社会規範との関係には、多くの問題及び解決すべき課題が存在する。今後、実態及びその社会規範との関係の必要十分な分析・検討を踏まえ、将来像の見通しの検討と、その実現を目指す取り組みとを図っていく必要がある。

（文責：主査・古阪秀三、平野吉信）

1. はじめに

建築物（および非建築土地利用）の集団としての質の確保を目標とする都市計画法および建築基準法集団規定の課題については、既に建築学会をはじめとして、様々な指摘が行われている。また、その改善に向けた提案・提言も多数存在する。それらに共通する視点は、本来、規制行為は「一般則（一般の建築）＝結果が予測可能、特別則（総合設計など例外的な建築）＝結果が予測不可能」であるべきだが、集団規定に限っては「一般則＝結果が予測不可能、特別則＝結果が予測可能」と逆転していることだと考える。これらを正常の状況に戻すための主要な検討事項として、一般則については、市街地像の共有およびその上での地域ごとの特性の反映の仕方などが有り、特別則については、いわゆる裁量型の建築規制の導入があげられる。本WGでは、現在国で行われている都市計画法改正に関する議論も視野に入れつつ、これらの課題を以下の視点から検討した。

- (1) 建築基本法（もしくは都市・建築基本法）の提言に対する集団規定からのアプローチ
- (2) 市街地像の共有とその地域バリエーション、そのための方法論
- (3) 裁量性を有する建築規制の具体的制度設計（対象範囲、審査のあり方など）

2. 裁量性を有する建築規制の具体的制度設計

裁量性を有する許可制度導入に関する論点を整理し、広く市民を巻き込んだ議論を展開するため「裁量性を有する建築規制の可能性」と題してシンポジウムを開催した（2010. 7. 13, 建築会館）。

まず、報告者3名からそれぞれの論点が示された。柳沢厚委員は『裁量性と基準詳細化との関係』について、「不適切」な建築物を発生させないためには、基準の詳細化もしくは裁量性を有する基準の採用が必要であるが、いずれも大きな困難を伴うため、基準の詳細化は地区の合意を得やすいイーザーオーダーにとどめ、その欠陥を補うための基準に裁量性を持たせる方法により、地区の環境を激変させる建築物をコントロールすることが現実的だと指摘した。松本昭氏は、『まちづくり法としての建築規制を考える』として、裁量性は「事前明示型土地利用基準」と「地域特性型付加基準」の2領域において導入すべきだと提言した。なお後者の基準の制度根拠は法律などに、また付加価値の適用範囲、項目、基本方針、手続き、審査方法などは条例にそれぞれ明記することを求めた。黒木正郎氏は、許可制移行をスムーズに実現するための条件としてスケジュールリスクの最小化を挙げ、そのために「事前の事前協議（土地を購入して事業を行う場合には地価を確定する必要があるため、さらに前倒しで土地購入契約前の協議）」が必要であると指摘した。

そして、このような協議調整を通じた許可制度が社会的に成立するためには、事前協議を積み重ねて申請に到達したあとで条件が追加されること（事後裁量）を避ける必要があると補足した。中井裕委員は、イギリスの計画許可制度の実態との比較において、許可権限主体としての議会（誰が判断するか）、不服申し立て制度の充実（裁量の暴走抑止）、建築・不動産市場の違い（専門家と市民の役割分担）、不許可の場合の補償（デフォルトとしてのゾーニングとの関係）の4点が重要だと提言した。

参加者との議論の後、近傍類似・共通像がない場所での判断基準、制度設計をする上の哲学の議論、実際に運用する際の問題点、職能の確立が課題として挙げられた。

3. 市街地像の共有

3・1 デルファイミーティングの実施

裁量性を有する建築規制の具体的制度設計に向けて、市街地タイプごとの将来市街地像の想定と、市街地像実現のためのルールを規定することが可能かを検討するため、その基礎作業として、デルファイ法により既成市街地の写真から読み取った建物高さや規模・用途について、専門家の判断がどの程度ばらつくのかを検証した（2011. 4. 5, 建築会館）。

今回のデルファイ法を用いたアンケート（図1）により、2回目は全ての項目で回答の分散が減少した。その

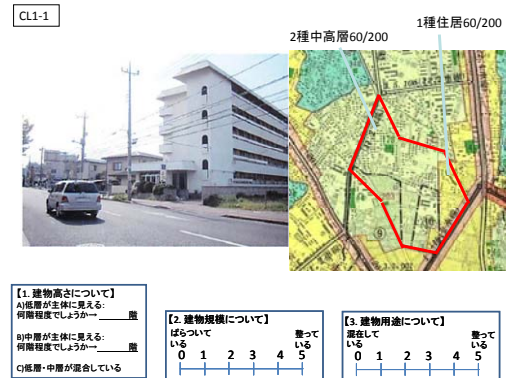


図1 デルファイアンケート提示スライド(例)

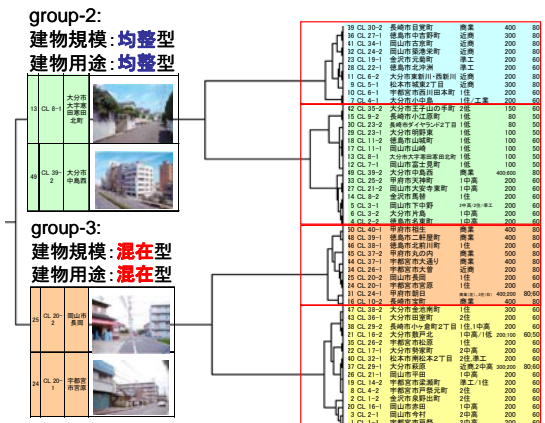


図2 クラスタ分析結果(樹形図)

際、判断が集約される方向が、大きく2つに分かれた。

1) 1回目に建物規模や用途が「整っている」と判断された割合が高い→「整っている」に判断が集約。

2) 1回目に建物規模や用途が「ばらついている/混在している」と判断された割合が高い→「ばらついている/混在している」に判断が集約

2)のように、ばらついている / 混在している、と専門家も判断する場合、市街地像の共有に向けてはなお課題を残すことが明らかとなった。参加者からは商業系用途では看板や色彩により、より混在しているように見えること、また空地の存在によっても、混在しているように見えるなどの意見が出された。

3・2 市街地像共有の方法論

市街地像の共有とその地域バリエーション、そのための方法論を検討するため、「市街地像の共有は可能か」と題した第9回 建築・社会システムに関する連続シンポジウムを開催した(2011.7.23, 建築会館)。

中井検裕委員より、まず、市街地の規制とは一般則によって概ねの結果が予測可能であるべきだが現行制度はそうではないこと、改善のためには市街地像の共有と地域特性のルール化が課題であること、加えて裁量型の建築規制の導入も検討すべきであることが確認された上で、このシンポジウムで、将来像共有が可能あるいは困難な市街地と土地利用規制の条件、さらには裁量型建築規制導入の可能性と課題を議論する趣旨が説明された。

主題解説では、まず桑田仁委員、樋口秀委員から、前述のデルファイミーティングの概要説明と、得られた結果から、対象とした50地区の市街地のタイプは4つに分類でき、タイプごとに都市計画的手法の活用や市街地像共有などの課題が考察された(図2)。さらに協議調整システムの必要性や制度的な課題が提示された。

続いて大方潤一郎氏は、まず、日本ではゾーニングだけでは整った街並みを形成しにくく「現場あわせ的な調整」が必要であり、その上で一部を除き市街地像が崩壊してしまった現状では、護るというよりは共に創り育てるという考え方に立つべきとの認識を示した。さらに狛江市を事例に協議調整の現場での課題を提示した上で、市街地像共有の条件として、敷地コントロール、コンテクスト型の建築形態規制、絶対高さ制限、地区のデザインガイドライン等の必要性を述べた。また現状では共有が困難な市街地の条件を整理し、そこでは特に「共に構想する」「共に創る」という作業が必要であり、このような作業が必要な問題地区を簡易確実に判定する方法論が重要との見解を述べた。

最後に柳沢厚委員は、市街地像共有に大きなばらつきがある日本では、共有の度合いに応じた規制の型が考えられる(共有度が高い地区では環境形成誘導のための、共有度が低い地区では市街地環境の激変を調整するための裁量型規制:A~C)と論じた(図3)。その上で裁量

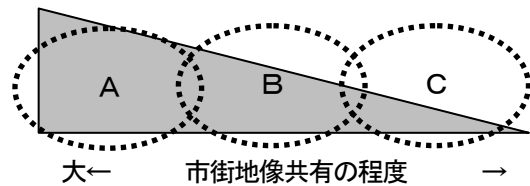


図3 市街地像共有の程度(概念図)

型規制導入のモデルを示し、集団規定が受け持つ領域は建築確認ではなく許可制が適切で有り、建築基準法は単体規定と集団規定を分離して二法にすべきと提案した。また、集団規定も単体規定も裁量が必要な領域があるが、単体規定は専門的ジャッジが、集団規定は社会的ジャッジがなされるべきとの考え方が示された。

示された論点に対して、行政担当の立場から比留間彰氏(鎌倉市)は鎌倉市の景観保全の経験から、住民にとっては良好なまちなみが、適切な規制によるものか規制は緩いが偶然の現状かがわかりにくく、将来的にも現状のままとの誤解がトラブルの一因との認識が示された。また裁量の規制は必要としつつも、現場で不認定を出すことの困難さや、行政手続法等との関係で審査基準明確化の制度的要求があること、審査期間長期化の懸念などの課題も指摘した。さらに、設計業務の立場から田中友章氏(明治大学)は、建築設計実務の経験を踏まえ、依頼者の利益最大化と周囲との調和に齟齬が生じる場面があると述べた。容積の使い残しを依頼者に提案することは難しく、都市計画の緩さがジレンマのもとになっているとの指摘である。裁量型規制についてはどのタイミングで行われるかが課題で、計画の最終段階での手戻りでは問題だが、逆に前さばきでの調整であればむしろ設計に注力できるとの認識を示した。

会場との議論からは、市街地像共有が困難な地区については、現状をどう評価するかも論点となった。現状をベースとしつつも、現状追認が難しい場合の対応が課題であり、これについては住民意志が鍵となるが、地区計画のような固い仕組みだけでなく住民が柔軟に発議・参加できるような仕組みの必要性も指摘された。

4. まとめと提言

都市計画法・基準法集団規定による規制が緩い地区では、既存の市街地にそぐわない規模や用途の新規建築物が幅広く許容されている。しかし、多くの市民は建築の自由度が高いことを認識していないことに問題がある。このような状況下における都市計画的な対応として、地区や対象を限定しつつ、建築規模や用途のばらつき(市街地像)に応じて、以下に示す新制度導入を提言する。

- 1) 性能規定の導入(地区の環境性能の向上という観点)
- 2) 裁量制の導入(裁量を伴った総合的な判断のしやすさ)
- 3) 計画許可の仕組み(都市計画・まちづくりとの連動)

なお、一般市民を巻き込んだ将来(目標)市街地像の共有については別途対応が必要である。

1. はじめに

本論では、建築構造に関わる社会システムの現状を分析し、あるべき方向性を議論する。専門家と社会とが共有すべき認識について考察した上で、建築構造設計に関わる社会システムを分析し、その課題を示す。さらに、望ましいシステムの具現化のための提案とその上での課題を述べる。

2. 構造設計に関わる社会通念

2.1. 専門家の常識と社会の常識の乖離

コンピュータを用いた建築構造物の性能評価では、与える数値条件（インプット）が同じであれば1つの解析プログラムが異なる回答（アウトプット）を出すことはないが、与条件の吟味と手法の選定には工学的な判断が必要であり、それが評価者に依存することから、同じ建物でも性能評価値はばらつくことになる。さらに、地盤や地震入力などの未解明な現象に加え、コンクリートや木などの材料によるばらつきも存在する。建物の構造性能は、ばらつきの幅をもってしか評価できていないと言える。

法と安全性の関係について考えると、地震をはじめとする自然災害は、その発生や規模を完全に予測できるものではなく、絶対の安全というもの存在しない。2011年3月に発生した東日本大震災における津波の影響を、事前に精度良く予測しておくことは事実上不可能であったと言ってよいし、津波は一般の建物の設計荷重として法令では規定されていないので、仮に津波を予期したとしても、それに備えた設計は義務付けられていない。建物に作用する外乱を精度良く予測しえない限り、安全性の評価はあくまで相対的であり、法が規定するのは、経済性も考慮した上での安全性の程度の社会的合意である。従って、法は建物に一定以上の安全性を確保することを要請するものだが、設計がそれを満足し、建築審査機関により確認されることで、設計された建物の安全性が保証されたと考えることは誤りである。

2.2. 社会と専門家とが共有すべき認識

本論では建物の建築主、所有者および管理者を総称して「建築主」と呼ぶことにする。建物はまちなみの一角を占有し、社会との関係を避けることができない以上、建築主は程度の差はあるものの社会的な責任を担う。従って、建物と建築主の間には、一般的な工業製品と消費者の関係が必ずしも成立しないという認識を専門家と社会との間で共有する必要がある。そして、建築を専門としない建築主に対して、責任を考えることができるように専門家は十分な説明により支援する責務を負う。これが説明責任である。設計に問題があった場合には、設計者が全ての賠償責任を担えないことを想定して、保険に

よる補償体制を整備する必要がある。また、分譲（集合）住宅の開発者と消費者との関係としては、工業製品における製造者責任の考え方に倣って、建築発注者としての建築主が購入者に対して一定の責任を負うことを様々な建築生産体制における責任のあり方の問題と共に体系的に整理していく必要がある。

3. 現状の課題

3.1. 安全に対する責任の所在

建物の建設には、建築主をはじめ、設計者、施工者、審査機関などの様々な人々が関わっている。また、建築主には、事業主（デベロッパー）のように建物を分譲あるいは売却する形式もあり、その購入者（住宅の場合は居住者）もいる。購入者にとって、責任の問題は特に重要である。2005年の耐震強度偽装事件では、責任所在の明確化を訴えている。専門家をはじめとする関係者の責任が不明瞭であることで、購入者の安心が得られないということであれば、それは同時に、生産者側にも社会の信用を得られないという課題を残すことになる。

3.2. 詳細に規定された設計手法

構造設計の建築確認における適法性の審査は、「羈束（きそく）行為」という裁量のない行為とされており、近年の審査の厳格化に伴い、より細部まで詳細な仕様規定が設けられる傾向にある。建物に要求されることは、建築主の意向をはじめ、敷地の条件や、用途および規模などに応じて多様であるが、建築構造の細部に渡ってその仕様が規定されていることにより、建物の固有性に依じた柔軟な設計が困難になっている。仕様規定は「一般的な」建物を想定して定められているが、建物は多様であり、何らかの「一般的でないこと」=「固有なこと」を有する場合の方がむしろ多数であると思われる。そのような建物に対して、規定を一律に適用すると、「固有なこと」に適切に対応することが難しくなり、結果として、工学的な合理性とは必ずしも整合しない設計を強要されることになりかねない。

3.3. 既存ストックの活用

研究の進歩や社会情勢の変化に伴って法が改正されると、新築時には法適合していた建物が不適格化することが頻繁にある。このような既存不適格建物は、合法ではあるが、改修の際には困難が伴う。構造躯体への大規模な改修の場合、現行法規への適合が求められることがあるが、仕様規定が細かいために現実的には対応できない場合も多い。改修や増築の規模に応じて、必ずしも現行法規に適合しなくてもよいとする法律も存在するが、その適用範囲も限定的であり、十分な既存ストック活用の制度とはなっていない。

3.4. 新しい技術・材料の採用

既往の技術を基本として技術的な法律が過度に詳細になると、新しい技術や材料を用いた建築構造設計を実践することが非常に難しくなる。設計実務では工学的に合理的な設計が法的な拘束により実現できないことも多くある。これでは、技術発展の足かせにもなりかねない。

3.5. わかりやすい構造性能指標の欠如

既存建物と新築建物に共通した定量的な耐震構造性能指標が整備されていないために、建物の耐震性能が社会に十分に認識されていない。耐震性能の違いが認識されないと、建築主は建築基準法を満足しさえすればよいとの考えに至り、建築基準法を満足することで、安全が保証されたかのような誤解を生む。

わかりやすい構造性能評価指標の欠如は、既存ストックの活用の観点からも問題である。土地の価値だけでなく、建物の価値を判断できる指標がないと、価値判断ができないために建物の評価が過少になる。結果として、土地のみの価値で不動産は評価され、既存建物は解体され、新築されるスクラップ・ビルドの循環を助長する。

4. 改善のための提案

4.1. 建築主の責任と品質確保

建築主は建物に対して社会的な責任を担うが、専門家は建築主が建物の性能やグレードなどの設計目標値を設定するのに十分な情報を提供する責務がある。建物の性能にはばらつきがあることを含めて、社会資産としての建物の性能に対する責任を建築主が持てるだけの説明をしなければならない。建築主の社会的な責務は建物の規模や用途により異なり、それに応じた説明が要求される。

不適切な設計が建築確認を通過した場合の責任について考えると、設計者と審査機関の責任は、設計の内容が仕様設計型か性能設計型かで異なると考えられる。仕様設計型は、要求仕様を満足すれば一定の性能が確保されるとの考え方であるから、要求仕様を満足していないということであれば審査者の責任の割合が性能設計型の場合よりも相対的に高くなると考えられる。一方、要求性能が規定され、その手法の詳細が規定されない性能設計型では設計者の責任の割合が高くなる。いずれの場合も、設計者の賠償能力には限界があることから、保険制度の整備が前提となる。

4.2. 法・審査・資格制度の改善

法は建物に一定の構造性能を確保するための強制力と技術の進歩を拘束しない二つの側面を併せ持つ必要がある。あらゆる建物に対して構造の仕様を中心に詳細に規定することは、建築の多様性を否定することになりかねない。法は既存の技術を基盤として制定されるものであるから、それが技術進歩の過剰な足枷にならないようにしなくてはならない。一定の性能確保と多様な建築要求への対応の両立のためには、仕様設計と性能設計の2つの設計の枠組みを用意する必要がある。

法は建物に要求する性能や外乱により建物に生じる力の大きさと満たすべき建物の状態を示すにとどめるべきである。地震や積雪、暴風といった地域性のある荷重については、全国一律ではなく地域毎に定めるのがよい。性能設計では、各外乱に対する建物の状態を評価する方法について、設計者の技量や建築主の判断、建物の種類によって法の規定度合いを変えることが望ましい。高度な技量を有する設計者は、規定の適用を判断できる裁量を与えることで、建物の固有性に対応できると同時に、多くの仕様規定によって過度に拘束された現状を改善することができる。

構造設計における資格制度は、筆記試験だけではなく、過去の担当プロジェクトなどを通して発揮された技量や設計に対する姿勢を問う面接を主体とするのがよい。面接主体の技量評価は、普段の実務での姿勢が評価されることにより、日々の技術の研鑽への動機づけにもなる。

4.3. 性能設計への移行・推進

仕様設計と性能設計の制度を併設した場合、仕様設計の考え方だけで設計しようとする設計者にとっては、現行の法体系からの大きな変化は必要ないと考えられる。ただし、この場合の設計仕様は解釈の余地が無いまでに規定されてなくてはならず、必然的に適用できる標準的な建物を定めた上で、それから外れる設計には対応できないとする必要がある。多様な建築のすべてについて、仕様を詳細に規定することは不可能であるが、標準的な建物の範囲を明確にすれば可能と思われる。そのような建物だけを設計するというのを、仕様設計の考え方だけで設計を完結させるための条件とすればよい。

4.4. 構造性能評価指標の確立

建築構造の品質確保を目的として、例えば-2 から+3までの耐震性能グレードを指標として導入することを提案する。ここで、±0を現行基準法が定める最低基準の耐震性能とし、+3を免震構造のような非常に耐震性能のよい構造とする。-2と-1は既存建物に対する性能指標であり、負の評価値を設けることにより、既存不適格建物などの社会的な位置づけも明確になる。結果として、耐震改修の促進につながるものと期待できる。そして、建築基準法の適法性が安全性の絶対的な評価ではないことを社会が認識できるようになると考えられる。

5. まとめ

本論では、建築構造に関わる現状を分析し、課題を整理するとともに、改善の方法として、(1) 建築主の責任と品質確保、(2) 法・審査・資格制度の改善、(3) 性能設計への移行・推進、(4) 構造性能評価指標の確立、を提示した。

伝統木造検討WG

1) WG委員

鈴木祥之 (立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構)

麓 和善 (名古屋工業大学大学院工学研究科)

鳴海祥博 (財団法人和歌山県文化財センター)

腰原幹雄 (東京大学生産技術研究所)

渡辺 隆 (風基建設株式会社)

江原幸彦 (木の建築設計 一級建築士事務所)

後藤 治 (特別調査委員会委員、工学院大学建築都市デザイン学科)

神田 順 (特別調査委員会委員、東京大学新領域創成科学研究科)

大橋好光 (特別調査委員会委員、東京都市大学工学部建築学科)

2) 活動内容の概要

ア 伝統木造検討WGの目標について

1) 伝統木造建築物の法的な課題について検討を行い、伝統木造建築物の設計法および耐震改修・修復法などの技術と法の関係を整備する。

2) 地域の歴史と文化の継承の観点から伝統木造建築物の保存・再生・創生への取り組みと成熟社会に相応しい質の高いまちづくりを目指す。

3) 文化遺産である歴史的・文化財建造物の保存・修復における課題について検討し、これらを次世代に継承する。

イ 活動内容

1) 伝統木造建築物の法的な課題について検討を行い、現行の限界耐力計算による設計法の運用マニュアル案を作成し、確認申請・審査における法的手続きの整備を図るための検討を行った。

2) 伝統木造建築物の構造設計法の構築に関する技術的検討を行った。特に、実務者が使える設計法の在り方について検討した。

3) 建築・社会システムに関する連続シンポジウム 第14回「伝統構法木造建築物における諸問題と今後の展望」(2011年12月21日13:00~17:00、建築会館ホール)を開催し、伝統木造に係わる法的、技術的課題について講演およびパネルディスカッションを行う。

ウ 活動記録

2011年6月28日 第1回WG 8月25日総合研究協議会と伝統木造検討WGの今年度活動の検討

8月24日 第1回SWG 建築・社会システムに関する連続シンポジウム第14回について検討

10月24日 第2回WG 建築・社会システムに関する連続シンポジウム第14回について検討

12月21日 シンポジウム第14回「伝統構法木造建築物における諸問題と今後の展望」を開催

2012年2月20日 第3回WG 2011年度報告について検討。

3) シンポジウムの報告

建築・社会システムに関する連続シンポジウム<第14回>「伝統構法木造建築物における諸問題と今後の展望」
主催：都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討特別調査委員会

共催：「伝統的構法の設計法作成および性能検証実験」検討委員会

日時：2011年12月21日(水)13:00~17:00

場所：建築会館ホール

I. 伝統構法木造建築の課題では、下記の講演を行った
司会：渡辺 隆 (風基建設株式会社)

記録：江原幸彦 (木の建築設計 一級建築士事務所)

開催挨拶・・・南 一誠 (都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討特別調査委員会委員長)

連続シンポジウムの趣旨説明があった。

主旨説明・・・鈴木祥之 (立命館大学)

伝統的構法木造の置かれている社会的状況、伝統的木造の建築基準法の位置づけ、設計法作成における課題、性能検証実験の成果と今後の日程について解説された。第I部伝統構法木造建築の課題の主題解説では、5つの主題解説があった。

(1) 伝統構法木造建築の法的な課題について

古川保 (古川設計室)

伝統構法木造が構造面以外の法制度によって建てられなくなりつつある状況を解説した。200㎡以上の建築に義務づけられている排煙設備としての排煙窓、シックハウス法では換気扇の設置の問題点、さらに省エネ法の改正が伝統的構法木造に及ぼす影響を指摘した。日本建築学会は環境共生住宅である伝統構法木造が建てられなくなることに對して異議申し立てをすべきである。

(2) 構法からみた伝統的木造建築の歴史

麓和善 (名古屋工業大学大学院)

わが国の建築構法の変遷について解説した。わが国の建築構法の萌芽は縄文中期末(約4000年前)まで遡れ、飛鳥時代に仏教建築の伝来によって飛躍的に進歩した。7世紀後半唐招提寺金堂に見られるように構造的合理性・整合性が建築物全体に見られる。平安時代には「野屋根」が考案され、屋根構造と下部構造が必ずしも一致しておらず、当麻寺本堂に見られるように大屋根で覆うような形式が現れた。鎌倉時代には大仏様、唐様あるいは禅宗様が伝来した。室町時代後期から江戸時代初期には書院造が成立し、意匠上繊細で精度が高い造作になり、

技術とともに道具も発達した。600 本以上におよぶ雛形本と言われる近世建築書の分析を報告した。その時代ごとに継手・仕口の変遷が読み取れ、構造材の接合部としては1700年頃までに完成され、それ以降は造作材として意匠的に発展した。伝統的住宅建築15棟の現地調査から床組・軸組を強化する大工技術の発達がわかった。石場建てを含む伝統的住宅建築の設計法の確立が期待される。(3)伝統的構法の設計法作成および性能検証実験の取り組みについて

鈴木祥之 (立命館大学)

検討委員会で行われている伝統的構法の設計法の確立と性能検証実験の背景と概要を報告した。2007年の建築基準法改正によって伝統木造が再び建てられなくなった。この伝統的構法の危機の打開のため、①伝統的構法のための設計法を確立、②構造安全性の検討を合理化・簡素化、③ガイドラインやマニュアルを作成の3つの目標を掲げ取り組んでいる。検討委員会では標準設計法、詳細設計法、汎用設計法の確立を目指している。

(4)伝統構法木造建築の現行の設計法の運用について

奥田辰雄 (木四郎建築設計室)

伝統的構法木造を限界耐力計算で構造計算し、適合性判定を受けて実現した経験から構造計算書作成上の課題と建築確認申請手続きの運用上の課題を報告した。運用マニュアルの作成に取り組んでいる。

(5)伝統構法木造建築のこれからの設計法の考え方について

齋藤幸雄 (齋藤建築構造研究室)

検討委員会の設計法確立のための構造面の取組について報告した。伝統的構法木造は多様性や地域性を考慮して設計法は標準、詳細、汎用の3種類の構築を目指す。実大振動台実験、構造要素実験を行い、構造要素のデータベースを構築し、時刻歴解析の検証を進めている。検討委員会の成果として設計法の確立と伝統的構法木造の建設が増大し、伝統技術が受け継がれていくことを期待する。

第Ⅱ部パネルディスカッション「今後の取り組みと展望」では、以下の2つの解説があった。

(6)伝統構法木造を阻む要因について

江原幸壱 (木の建築設計)

伝統構法木造を阻む要因として構造面以外に、職人の不足と後継者の育成、仕事の創出について触れ、さらに長期優良住宅、改正省エネ法に着目して法制度と社会的意識決定のあり方について問題提起を行った。日本建築学会として地球温暖化に対する再評価の必要性を訴えた。

(7)伝統的構法の施工における人材育成の問題点

渡邊隆 (風基建設)

木造住宅に関する林業、賃金、プレカット普及率などのデータを提示しながら大工の置かれている現状を報告した。大工技能士の人材育成の必要性と人材育成の現状の課題を提示した。解決策として大学教育の中で近代工

学と伝統大工技術が交差する形で技術体系が確立することに期待する。

パネルディスカッションでは、伝統的構法に携わる職人の不足、仕事の減少に対する対策を求める意見があった。また、法的な課題として長期優良住宅制度や改正省エネ法などに関連して伝統構法住宅の問題が議論された。

伝統的構法の危機的状況を打開するために、伝統構法木造建築の設計法については、伝統構法のための設計法の構築に強い要望等があった。余りにも世間が木造住宅や伝統的構法を知らないのは一般に発信してこなかった事に責任があるという反省や伝統的構法を阻む法律が出来るのは教育が問題なのではないかという意見、伝統的構法の普及を考えると林業、地域の活動、ライフスタイルも大切であるという意見があった。そのため、情報発信は重要であり、来年度以降から伝統的構法に関する広報を行う。

改正省エネ法や地球温暖化については、日本建築学会で再検討をするよう求める声があった。特に、改正省エネ法に関連して、伝統的構法木造の存続に関しても日本建築学会の取組を求める声が多かった。

以上の意見等を今後の活動に反映させる。

4) 2011年度報告について

伝統木造検討WGで検討を行ってきた経緯とシンポジウムの成果をもとに、2011年度報告を以下の目次と執筆担当で行う。

1. はじめに

立命館大学 鈴木祥之

2. 伝統木造における建築基準法の課題と対策

立命館大学 鈴木祥之

3. 構法からみた伝統的木造建築物の歴史

名古屋工業大学大学院 麓 和善

4. 伝統的構法の設計法作成および性能検証実験の取り組みについて

立命館大学 鈴木祥之

齋藤建築構造研究室 齋藤幸雄

木四郎設計室 奥田辰雄

5. 文化財等の歴史的建築物に関する法適合の課題

工学院大学 後藤 治

6. 伝統木造を阻む要因について

木の建築設計 江原幸壱

7. 伝統的構法の施工における人材育成の問題点 (大工の技能をどのように担保するか)

風基建設 渡邊 隆

8. 伝統木造の省エネ法の課題

すまい塾 古川設計室 古川保

0 環境・設備分野 WG 報告書概要

WG での検討結果を、

- 1 章 建築環境・設備のあるべき姿（理念）の論点とその実現への社会システム、
 - 2 章 環境・設備と海外の法制度、
 - 3 章 建築基準法・関連法と実務、
 - 4 章 建築設備技術者の役割とその資格制度、
 - 5 章 建築環境・設備分野における法の問題とあり方に関する意識調査、
- の5章にまとめた。
以下、各章の内容を簡単に記す。

1 章は、WG における検討内容の総括ともいえるものである。建築基準法や現在話題になっている建築基本法と建築環境・設備との関連を考察し、現状の法規等のあり方、将来のあり方について論じた。建築基準法の骨格は戦後の状況をベースに形作られ、その後の建築関連技術の急速な発展や地球問題対応といった現代的課題に対応できていない。特に屋内環境や屋外環境（地球環境問題、エネルギー問題を含む）について、理念（図1、図2）をもった法の整備が望まれる。

また、そのような理念の実現のためには、社会システムを変えて行く必要もあるが、特に建築技術の中で進展の著しい建築設備技術をさらに高度化し、それを社会・経済の発展につなげるためには、それを取り巻く多くの課題に対処する必要がある（図3）。その他、法と学会や協会基準の関係性を整理し、それぞれの役割を相互に補完する関係を構築し、学協会基準の普及を意識的に行うことの重要性を指摘した。また、これに関連して、主として建設時を対象として規定する建築基準法だけでは健康的な室内環境の維持は難しく、現行のように維持管理段階では他の法律にて規定することの重要性についても指摘している。さらに、規定のあり方について、性能規定と仕様規定という2つの考え方があるが、現行法におけるこの2つの考え方について防火という視点で述べた。建築設備分野では、今後性能規定という側面での検討・整備がより重要になるとと思われる。

2 章では、日本、オーストラリア、カナダの建築関連法体系の違い、特に環境設備分野にかかわる内容を調査した。各国の法体系はその歴史の中で形作られたものであり、各国の法の内容を簡単に比較評価することはできないが、環境・設備分野にかかわる規定を整理すると表のようになる。これを見ると住宅設備にかかわる規定や省エネルギーに係わる規定など、他国では扱っている事項で日本では抜けている項目があることがわかる。最近の経済のグローバル化の流れの中で、今後日本の法規制の見直しにあたっては、このような国際的な視点での検

討も重要であろう。

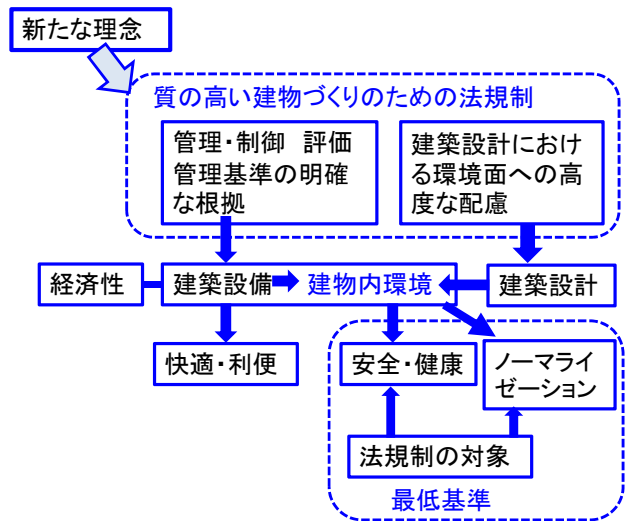


図1 建物内環境に係わる新たな理念と質の高い建物づくりのための法規制

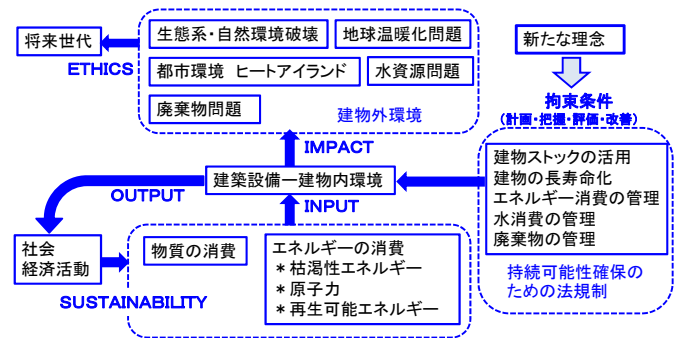


図2 建物外環境に関わる新たな理念と持続可能性確保のための法規制

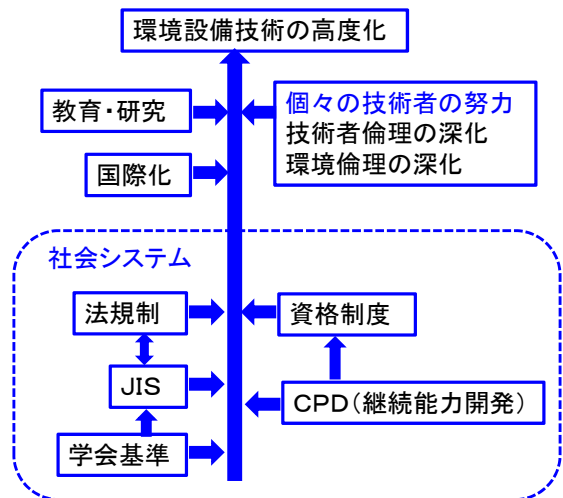


図3 理念の実現とそれを支える社会システム

3章では、実務者から見た建築基準法の位置づけ、その問題点等を、設計、施工、保守管理の段階に分けて論じた。建築設備分野からみた建築基準法改正の方向性を考察し、現在の社会の実態を考慮しつつ、建築関連法規の整備にかかわる考え方、施工段階での煩雑・多数の届出手続きの簡素化・効率化の必要性、運用・保守段階における法や社会システムの整備の必要性、各種資格制度の改善整理、性能検証の普及の必要性、法と歩調を合わせた性能表示制度や評価ラベリング制度の充実の必要性、などを述べた。

4章では、環境・建築設備分野に係わる技術者のあり方について論考している。最初に建築設備技術者が対象とする建築性能に資格問題等について述べた。資格については、建築技術の高度化によって現状は多くの専門家の共同作業によって建築設計等が行われているのもかわらず、建築士資格に過度の権限を集中させていることの矛盾を指摘し、その権限を分化(図4)することが望ましいとした。また、現行の建築設計資格は建築学科出身を前提としたものとなっており、特に一般の設計業務において設備設計・監理は建築士以外、建築学科以外の出身者に多く依存しているにも係わらず、このような実態を無視した資格制度になっている。そのために、設備設計・監理における責任や権限が明確ではなく、建築の品質保証という点でも疑問点を生じるような状況を生じている。また、このような現状はこれから進展するであろう建築資格の国際化という点でも課題であることを指摘している。また、この状況の改善案も示している。

5章では、今回WGが検討対象とした事項、及びこれらの問題に対するWGの基本的考え方に対する、環境・設備分野の研究者等(回答数64名)及び実務者(213名)に対するアンケート結果を記した。その結果、実務の現場では、環境・設備分野において多くの課題が

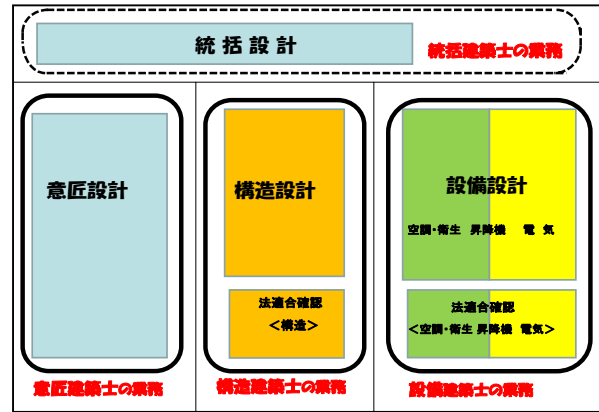


図4 建築設計にかかわる権限の分散化
あること、大学教育における建築設備教育のあり方を改善する必要があること、現在の社会システムが、建築設備技術者を活用し建築技術の高度化をはかるような社会システムにはなっていないこと、などが浮き彫りになった(図5,6)。

図5 現行の法制度において問題と考える事項

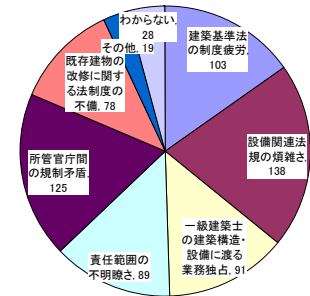


図6 法改正に向けた望ましい方針

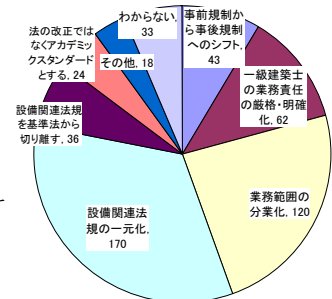


表1 各国の環境・設備に関連する規定項目の相互比較

目的	安全性			健康・衛生						快適性				居住性・機能性		省エネ・持続可能性	
	火災安全性(火災拡大防止、消防活動確保、避難安全、倒壊防止等)	使用時安全性(昇降機等の安全性(事故防止))	電気・ガス・暖房・給湯の安全性(事故防止)	空気中の有害物質による健康被害防止	防湿の確保(結露・カビの発生・雨水や地中の水の浸入防止等)	給水の衛生(飲用水の供給・水質確保等)	排水の衛生(排水の汚染等防止、排水管の詰り等防止、浄化槽の能力確保等)	固形廃棄物の衛生(ゴミ置場・廃棄シュートの汚染防止等)	内装材の無毒性(仕上材・内装表面物質の毒性排除)	居室の日照確保	音の快適性(騒音レベル減少)	視覚の快適性(採光・電気による照明確保)	温湿度の快適性(採暖・振動等)	構造上の使用性(床の形状・振動等)	住宅の空間の寸法(室面積、天井高の確保等)	住宅設備の設置(衛生設備、調理用設備、給排水・電気・ガス・電話設備等の設置)	省エネルギー
日本	○	○	△	○	△	○	○	×	×	△	△	△	○	△	×	×	×
BCA	○	○	△	△	○	(○) PCA	(○) PCA	×	×	○	○	×	○	△	○	○	×
NBC	○	○	△	○	○	(○) NPC	(○) NPC	○	○	○	×	○	○	○	○	(○) NE CB	×

注1) ○は規定あり(一部欠如を含む)、△は一部のみ規定、×は規定なし。
 2) オーストラリアのPCA、カナダのNPCまたはNECBにおいて規制されているものは(○)と表記する。
 3) 「要求機能・性能」欄の括弧書きは、ECEモデル基準における規定内容の主な項目を示したものである。
 4) 規定の有無についての判断はすべて執筆者の解釈によるものであり、これとは異なる判断もありえる。